

## 保育部会

### 【提言項目】

子育て期における親の就労に対する配慮を行うこと

### 【現状と課題】

東京都社会福祉協議会保育部会では、平成 16 年 12 月に「保育園を利用している親の子育て支援に関する調査」を実施した。

同調査は、東京都社会福祉協議会に加入する 23 区および 27 市の公立・私立保育園から、各区市別・公私立別に各 1 園程度の保育園を抽出し、その園に在籍する 5 歳児の保護者に対してアンケートを配布した。配布したアンケート用紙は 2,467 通、回収は 1,690 通（回収率 68.5%）であった。

調査結果からは、「父親・母親の就労状況と子育ての実態」について以下のことが明らかになった。「仕事と家庭の両立」「両立支援」という言葉がこれほど氾濫する今日においても、子どもを生み育てながら生きるために働くことは、個人的レベルで見れば、かなりの努力を払ってもなかなか難しい実情が浮き彫りになっている。

#### 祖父母という親族のサポート

「祖父母と親と子」の三世代同居は 16.7%みられた。平成 14 年の東京都基礎調査では、「三世代世帯」は 11.9%となっており、共働き家庭の同居率が高くなっている。

#### 夫婦間での就労と育児の調整

「常勤」の父親と「短時間・パート」の母親という就労形態によって、保育園の送迎時間の調整が行われている。

このことは、父親と母親の出勤時間、帰宅時間のズレによく表れている。父親の 6 割が「午前 8 時までに」仕事に出かけているが、母親は「午前 8 時以降」が 6 割となっている。帰宅時間は、父親の過半数が「午後 7 時以降」で、母親の場合、「午後 6 時前」が 4 割となっている。

#### 子どもの数で異なる子どもの在園時間

全体の在園時間は、9 割が「10 時間程度」内である。子どもの数が増えると、保育時間は短くなる傾向がある。

「第 1 子」の場合は、「10 時間程度」以上が 30.1%、「第 2 子」は 21.8%、「第 3 子」は 22.7%である。子どもの数が 2 人、3 人となると、短くなっている。子どもが保育園に在園している間は安心して長時間働き、長子が小学校低学年の間は、少し短い時間に

切り替えているのかもしれない。また、「母子家庭」では長時間利用の傾向がみられ、保育園に入所した時期でも「12 ヶ月未満」での入所比率が高い傾向がある。

家族間のサポート、調整も万能ではない。

共働き世帯であっても、子どもの年齢が高くなるにつれて、祖父母同居を解消するケースも、住宅事情の厳しい都市では珍しいことではない。また、父親も母親も「常勤」で、共に早朝に出勤し、共に遅くに帰宅する家庭では、「時間的にも精神的にもゆとりがない」という家庭が、これからはもっと増えていくはずである。

東社協保育部会が6年前に実施した調査と比較すると、父親は「常勤」が減少しているが、母親は「常勤」が増加している。「短時間・臨時」という不安定な就労状況に甘んじている母親ばかりではなくなっている。

母親の中にも、出勤時間が「7時30分より前」が11.5%、帰宅時間が「午後7時以降」と、1割以上の家庭では、単に「開所時間」だけでなく、「開所時間帯」の問題を抱えている。また、「母子世帯」が12.0%、「父子世帯」が1.1%と、合わせて13.1%が「ひとり親世帯」である。「東京都基礎調査(平成14年)」の9.1%と比較すると高い割合を占めている。

保育関係者は、乳児・低年齢児から「長期間・時間」保育を受けて育つ子どもたちを根底においた十分な保育を実施する責任がある。また、数は多くはないが、早朝保育、深夜の保育、緊急の保育を必要とする親たちへの配慮も欠かせない。

そのためには、「臨時・パート」などの短時間保育士でつなぐ長時間保育体制を見直し、保育体制を完全2交代制にするなど、時代にふさわしいものに転換する必要がある。また、保育士の配置基準など、「児童福祉施設最低基準」を改めていくことが望まれる。

こうしたことと、「男女共同参画社会」を構築する基本として、「仕事と家庭の両立」を支える社会的なサポートのあり方を根本的に再検討する必要がある。